

寄託者 各位

当協会会員の新型肺炎への対応と業務への影響についてのお願い

2020年4月1日
(一社)日本冷蔵倉庫協会
業務委員会委員長
西願廣行

春和の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は会員各社が格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスを原因とする肺炎の流行に対して、政府より緊急事態宣言発動の手前まで来ているという認識が示されたことから、今後の感染拡大の状況によっては寄託者各位の日常業務に影響を与える可能性が想定されます。その状況を踏まえ、感染拡大状況を段階別に整理し、対応策を下記の通り取りまとめました。

ご確認いただき、ご不明な点がありましたらお取引会員各社の担当窓口までお問い合わせの上、ご協議をお願いいたします。

会員各社としましては、社内での感染者の発生・拡大を防ぐべく最大限の努力をしておりますが、今後起こりうるリスクとして寄託者各位の事業継続計画にも反映していただければ幸いです。

記

段階	会員の従業員もしくはその同居家族に感染者が発生
起こりうる状況 (シナリオ)	保健所等行政機関からの当該従業員所属部門ならびに社内外の過去2週間の濃厚接触者への検査と自宅待機(隔離)指示
	会員事業所によっては、当該部門への社内他部門からの応援による業務継続人員体制が逼迫するため、業務処理能力が通常時よりも低下する
取引先様への影響	1. 会員事業所への依頼業務を抑えていただく。優先順序をつけていただき、低いものは会員の体制が回復するまで依頼を延ばしていただく。 2. 該当従業員とお取引先様ご担当者との間で接触があった場合は、保健所等行政機関からの検査と自宅待機(隔離)指示が出る恐れがあります。

段階	爆発的に感染者が増え、会員社内でも感染者が多数発生
起こりうる状況 (シナリオ)	社内での応援体制を組むことが出来ず、臨時休業を余儀なくされる 冷蔵倉庫協会等を通じての入庫予定貨物の再寄託(再保管)を行う
	1. 入庫貨物を再寄託させていただく場合があります。 2. 入出庫作業に対応できなくなる場合があります。 3. 発生する損害に対して会員事業所は免責となります。
寄託約款上の規定	1. 甲・乙7条(6) 寄託引受の制限 2. 甲18条・乙15条 再寄託 3. 甲27条・乙24条 一部の出庫の拒絶 4. 甲42条・乙39条(1) 免責事項 防疫その他抗拒又は回避することの出来ない災厄による、直接、間接を問わない損害

以上

国内外の状況をご賢察の上、ご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます